

令和7年度 計画相談支援 指摘事項一覧

8事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
1	法定代理受領の通知	法定代理受領した障害福祉サービスに係る計画相談支援給付費の額を支給決定障害者等に対し、通知していませんでした。計画相談支援給付費を法定代理受領した際は、当該支給決定障害者等に対して計画相談支援給付費の額の通知をしてください。	厚労省令第28号第14条第1項、 障発0330第22号第二の2(10)①	1
2	指定計画相談支援の具体的取扱方針に関すること	指定計画相談支援の具体的取扱方針に基づく以下の業務の全て又は一部が適切に行われていない事例がありました。相談支援専門員は、指定計画相談支援の具体的取扱方針に基づき、適切に業務を行ってください。 ●アセスメントに当たり、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接のうえ、アセスメントを実施し、その内容を記録に残すこと。 ●利用者の意向を踏まえた効果的かつ実現可能な質の高いサービス等利用計画を作成するため、サービス等利用計画案の内容について、サービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を求め、その内容を記録に残すこと。 ●サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ること。 ●サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更等、各担当者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うこと。 ●モニタリングに当たり、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接のうえ、モニタリングを実施し、その結果を記録に残すこと。	厚労省令第28号第15条第2項第7号第12号 第13号及び第3項第1号第2号、 障発0330第22号第二の2(11)⑨⑮⑯⑰⑱	3
3	運営規程	事業の運営についての重要事項に関する運営規程において、「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めていませんでした。定めなければならない項目を適切に定めてください。	厚労省令第28号第19条第7号、 障発0330第22号第二の2(16)⑤	1
4	業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための次の措置が適切に講じられていませんでした。以下の措置を適切に講じてください。 ●業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。	厚労省令第28号第20条の2第2項、 障発0330第22号第二の2(18)③④	1
5	感染症の予防及びまん延防止	感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていませんでした。以下の措置を適切に講じてください。 ●指針を整備すること。	厚労省令第28号第22条第3項第2号、 障発0330第22号第二の2(20)②イ	1
6	秘密保持等	利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ得ていない事例がありました。サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	厚労省令第28号第24条第3項、 障発0330第22号第二の2(22)③	3

令和7年度 計画相談支援 指摘事項一覧

8事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
7	業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する必要な事項を届け出てください。	障害者総合支援法第51条の2第2項	2
8	障害福祉サービス等情報公表制度	障害福祉サービス等情報公表制度による、障害福祉サービス等情報の報告が行われていませんでした。 情報公表対象サービス等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告してください。 (改善の確認ができない場合は、令和6年4月に遡って、報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しなければなりません。)	障害者総合支援法第76条の3、 厚労告第125号別表1の注9、 障発第1031001号第二の1(12)	1
9	給付費の算定等 (サービス利用支援費)	サービス利用支援費に当たり、以下のとおり適切に行われていない事例がありました。適切な算定となるよう計画相談支援給付費の過誤調整を行ってください。 ●サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取を行っていない事例。	厚労告第125号別表1の注1、 障発第1031001号第四の1(1)①	2
10	給付費の算定等 (継続サービス利用支援費)	継続サービス利用支援費に当たり、以下のとおり適切に行われていない事例がありました。適切な算定となるよう計画相談支援給付費の過誤調整を行ってください。 ●利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等を行っていない事例。	厚労告第125号別表1の注1、 障発第1031001号第四の1(1)②	2
11	初回加算	初回加算の算定に当たり、以前に算定した月から6月間において、利用者が障害福祉サービス等を利用しているにも関わらず、当該加算を算定していた事例がありました。 適切な算定となるよう計画相談支援給付費の過誤調整を行ってください。	厚労告第125号別表3の注1、 障発第1031001号第四の5	1
12	集中支援加算(通院同行)	集中支援加算(通院同行)の算定に当たり、当該加算を算定している同日に入院時情報連携加算Ⅰを算定している事例がありました。 同一の支援業務においては複数の加算を算定することはできないため、適切な算定となるよう計画相談支援給付費の過誤調整を行ってください。	厚労告第125号別表9の注1、 障発第1031001号第四の11、 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2 令和3年4月8日事務連絡 問27	1
13	サービス提供時モニタリング加算	サービス提供時モニタリング加算の算定に当たり、相談支援専門員が、利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合にも関わらず、当該加算を算定している事例がありました。 適切な算定となるよう計画相談支援給付費の過誤調整を行ってください。	厚労告第125号別表11の注、 障発第1031001号第四の13	1

令和7年度 計画相談支援 指摘事項一覧

8事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
14	精神障害者支援体制加算Ⅰ	精神障害者支援体制加算（Ⅰ）の算定に当たり、少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所の保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神障害者に対する支援に関して検討を行っていることが確認できない事例がありました。 適切な算定となるよう計画相談支援給付費の過誤調整を行ってください。	厚労告第125号別表14の注イ、 障発第1031001号第四の16	1